

一社) 南丹市美山観光まちづくり協会・美山町観光協会・南丹市美山エコツーリズム推進協議会
ウェブサイト・リニューアル 業務事業者募集要項

1. 目的

この要項は、プロポーザル方式により、一社) 南丹市美山観光まちづくり協会・美山町観光協会・南丹市美山エコツーリズム推進協議会（以下3者）が共同運営するウェブサイト（以下美山ナビ）リニューアル業務受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2. 事業名称

美山ナビリニューアル 業務

3. 事業内容

①美山ナビの再構築（リニューアル）

②着地型観光商品等販売システムの新規作成

詳細は、「美山ナビウェブサイト再構築（リニューアル）業務仕様書」に記載のとおり

4. 予算規模

本業務の予算規模は 3,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）以下です。

5. 履行期間

契約締結日から2018年3月30日（金）まで

※ウェブサイト一般公開は、2018年3月1日（木）までに行ってください。

6. 申請資格

(1) 法人であること。

南丹市・市外の別は問いませんが、南丹市内に事務所等のある事業者が望ましい。

(2) 国、地方公共団体、都道府県ならびに市町村の観光協会から、観光情報サイトの構築業務を受注した実績を有すること。

(3) 商品等販売サイトの構築業務を受注した実績を有すること。

(4) 本業務の条件を理解し、本契約を円滑に履行できる能力及び体制を有すること。

(5) 個人情報の取り扱いについて一定の基準を満たしていること。具体的には、プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001認証のいずれかを取得していること。

(6) 法人又はその代表者が次の各号に該当する場合は、申請することができません。

①会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者

②下記に規定する欠格事項に該当する者

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）

イ暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

ウアからイまでに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人

エ役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人

オ役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人

7. 申請の手続き

(1) 提出書類

申請者は、次に掲げる書類①～⑩を、正本1部及び副本5部提出してください。副本は正本の複写でも可とします。

①美山ナビリニューアル提案申請書（様式第1号）

②美山ナビリニューアル構築企画提案書（様式自由）

③類似業務の受託実績一覧表（様式自由）

〔観光情報サイト・販売サイトそれぞれの実績について記入〕

④実施体制図（様式自由）

〔円滑に事業を運営できる体制や、各担当者が業務遂行のために必要な知識や経験を有していることがわかる書類〕

⑤業務の委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を委託先としない旨の誓約書

⑥登記事項証明書〔申請日の3ヶ月以内に交付されたもの〕

⑦直近年度の決算書

〔事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類〕

⑧プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001認証のいずれかを取得していることを証明する書類（コピー可）

⑨法人の概要資料（既存の会社案内パンフレット等で可）

⑩ウェブサイトのデザインイメージ

〔トップページ1点、基本ページ1点、販売システムページ1点、合計3点〕

⑪見積書

〔見積設計の項目ごとに、内訳をわかりやすく明記すること〕

(2) 提出先・提出方法

上記(1)の書類を、窓口団体である南丹市美山エコツーリズム推進協議会協議会(南丹市美山町島 島台南丹市美山町文化ホール内)へ郵送してください。なお、持参の場合は、午後10時から午後5時までの間(休日、土曜日及び日曜日を除く)に限る。

(3) 受付期間

2017年9月28日(木)から2017年10月10日(火)午後5時まで(必着)

(4) 申請に当たっての注意事項

- ①申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- ②申請は、1法人につき1件のみとします。
- ③申請の際に提出した書類は、返却しません。
- ④受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は認められません。ただし、面接審査会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は構いません。
- ⑤審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑥申請の際に提出した書類は、個人情報を除いて公開する場合があります。
- ⑦申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請者の都合により申請を取り消す場合は、申請者は、直ちにその旨を書面で届出してください。
- ⑧提出書類が次の事項の一つ以上に該当する場合、申請者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。
 - ア 提出先、提出方法、提出期間等に適合しないもの。
 - イ 本募集要項ならびに仕様書に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑨提出書類は、受託者の選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

8. 質問の受付及び回答

この募集要項及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受付及び回答を行います。

質問できる法人は、上記「3. 申請の資格」を満たしている法人といたします。

(1) 受付方法

2017年10月2日(月)午後5時までに、南丹市美山エコツーリズム推進協議会まで、郵送、ファクシミリ、電子メール(info@miyamaeco.com)のいずれかの方法で、提出してください。(必着) 電話等口頭での質問は、受付することができません。

(2) 回答方法

2017年10月4日（水）午後5時までに、南丹市美山エコツーリズム推進協議会ウェブサイト
(<http://www.miyamaeco.com/>) にて公開します。個別回答は行いません。

9. 選定の基準及び方法

(1) 選定の基準

事業計画書の内容が、次に定める選定の基準を満たし、協会ウェブサイトの効果的なリニューアルを達成できると認める申請者を、契約の候補者として選定します。

①一次選定（書類審査）

- ア. 過去の実績（本業務を遂行できる実績を有しているか。）
- イ. 業務の実行力（円滑に事業を運営できる体制が確保でき、各担当者が業務を遂行するために必要な知識、経験を有しているか。）
- ウ. 資格（本業務を実施するために必要な資格を有しているか。）

②二次選定（面接審査）

- ア. ウェブサイトのデザイン性（見やすさ、その都市の魅力が伝わるか。対応デバイス。）
- イ. ウェブサイトの利便性（ユーザー及び管理側の使いやすさ。わかりやすさ。）
- ウ. システム面（CMSが簡易かつ操作性に優れているか。）
- エ. 独自性・先駆性（仕様書での要望以外で効果的な追加の提案の工夫があるか。）
- オ. 検索対策（SEO対策などの工夫があるか。）
- カ. セキュリティ対策（問題のないセキュリティが反映されているか。）
- キ. 観光協会会員のメリット（会員にとってメリットがあるか。）
- ク. 見積額（妥当であるかどうか。）
- ケ. プロモーション力・熱意（魅力をわかりやすく伝えるという姿勢が感じられるか。）

(2) 選定の方法

選定に当たっては、3者が任命する審査委員で構成するウェブサイトプロポーザル審査委員会において、書類審査及び面接審査を行います。

選定の結果については、申請者に文書で通知します。

日程は概ね次のとおりです。

10月中旬 書類選考

10月20日（金）面接審査

※書類審査の結果基準を満たした申請者について面接審査を行います。

※実施時間は30分。入退室、セッティング・撤去時間も含まれます。

10月23日（月）通知決定

10. 契約の締結

(1) 契約締結

ウェブサイトプロポーザル審査委員会において選定された事業者と、申請時に提出された見積書に記載の金額を契約金額として本契約をいたします。

但し、選定後、当該事業者と契約を行うことが適当でないと認められる事由が判明した場合は、契約しない場合があります。

また、契約後であっても、当該事業者と契約を行うことが適当でないと認められる事由が判明した場合は、契約を取り消す場合があります。

契約が不調に終わった場合は、次点の法人と交渉する場合があります。

なお、契約を行うことが適当でないと認められる事由が判明したことにより契約しなかった場合及び契約を取り消した場合、事業の実施の準備のために支出した費用等については、補償しません。

(2) 契約後から事業終了まで

本契約の開始から終了までの間、本業務の実施方法や進捗状況の確認等、定期的に窓口団体である南丹市美山エコツーリズム推進協議会と連絡調整を行ってください。

本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利はすべて(一社)南丹市美山観光まちづくり協会・美山町観光協会・南丹市美山エコツーリズム推進協議会に帰属するものとします。本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、本契約終了後であっても、事業者に協力を依頼することがあります。

11. 提出先及び問い合わせ先

南丹市美山エコツーリズム推進協議会

〒601-0797 南丹市美山町島島台 51 番地 (南丹市美山文化ホール内)

担当：青田・高御堂・田中

電話番号 0771-75-9030 FAX0771-75-9040 E-mail:info@miyamaeco.com